

◎新潟県告示第1068号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年10月9日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
栄屋薬局	南魚沼郡湯沢町大字土樽68-1	平成30年6月30日
ウエルシア薬局吉田店	燕市吉田3719番地1	平成30年8月10日
愛育デンタルクリニック	三条市興野2丁目2-58	平成30年7月31日
チューリップ新井薬局	妙高市栗原二丁目3番3号	平成30年8月31日
しなの薬局 村上店	村上市田端町10-10	平成30年8月1日
すみ薬局	三条市月岡1丁目23番45号	平成30年8月1日
医療法人社団 石田医院	上越市国府3丁目8番3号	平成30年8月31日
堀医院	長岡市七日市1664番地	平成30年8月31日